平成２４年（フ）第３７５号
京都市右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町８番地９
債務者　伴　　明
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３７６号
京都市右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町８番地９
債務者　伴　　葉子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５０７号
京都市右京区西院三蔵町１番地の10　公団西院市街地団地1004号
債務者　今西　正子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７２４号
京都市右京区山越東町26番地13　嵯峨野仙石ビル202号
債務者　犬見　雅巳
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８４５号
京都市山科区椥辻西浦町41番地34
債務者　若林　英明
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８４６号
京都市山科区椥辻西浦町41番地34
債務者　若林　真子（旧姓野沢）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９４５号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－３棟1010号、前住所京都市西京区大枝沓掛町12番地53　ウエストヒルタカツカⅡ402号
債務者　田嶋　健一
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９６７号
京都市東山区三条通東大路西入１丁目下る長光町652番地　市営住宅12棟907号
債務者　白井　芳美
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９６８号
京都市東山区三条通東大路西入１丁目下る長光町652番地　市営住宅12棟907号
債務者　白井　峰子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
香川県高松市元山町1029番地　県営住宅高松元山団地Ｃ４棟205号室
債務者　尾下　貞子（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３２号
福岡県築上郡吉富町大字今吉74番地１　コーポ今吉Ａ101号
債務者　平野　千里
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
福岡県京都郡苅田町神田町２丁目22番地８
債務者　松本ゆかり
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第３５５号
大阪市鶴見区諸口４丁目４番３－305号
債務者　森　　宣子（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５２０号
大阪府八尾市桂町１丁目１番地　市営住宅14―24号
債務者　藤井　信子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６５９号
大阪府枚方市渚西２丁目26番４号
債務者　小谷　典久
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７３２号
大阪市港区三先２丁目１番20号　新ミナトビル505号
債務者　増井　弘子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８２６号
大阪府枚方市出口１丁目10番16号
債務者　吉本　光宏
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部